

第8 収容人員の算定

1 共通の取り扱い

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定する。(表8-2参照)
- (2) 法第8条の適用については、棟単位(同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存在する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数)で算定する。
- (3) 令第24条の適用については、棟単位で階の収容人員を合算した数、令第25条の適用については、階単位の収容人員とする。
- (4) 防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分についても、従属前の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (5) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途に供される部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途として取り扱われている防火対象物(みなし従属の防火対象物)についても、みなし従属前の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (6) 従業者の取り扱いは、次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とする。

ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)にあつては、従業員として取り扱わないこと。
 - イ 交代制勤務体制の場合は、通常の勤務時間帯における最大の数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複する交代時の数とはしない。

ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。
 - ウ 外勤により常時従業者がいなくても、執務用の机が備えられている場合には、従業者の数に算入すること。
 - エ 令第24条及び令第25条の適用にあたっては、次のとおりとする。
 - (7) 階単位で従業者の数を算定する場合には、主として勤務している従業者の数とする。ただし、2以上の階で執務する者については、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入する。
 - (8) 階単位で収容人員を算定する場合で、従業者が主として使用する社員食堂、休憩室、会議室等は、当該部分を3㎡(4)項における会議室は4㎡)で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数より大きい場合には、当該従業者の数とする。
 - (9) 更衣室については、原則として算定しないこと。ただし、更衣室に休憩の用に供する部分が併設されている場合は、当該部分を一体として前(8)の例により算定すること。
- (7) 床面積による収容人員の算定の取り扱いは、次によること。
 - ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。ただし、(5)項イに掲げる防火対象物の和室の宿泊室については、切り上げるものとする。
 - イ 廊下、階段、便所等は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものとする。
- (8) 規則第1条の3の表中の用語等の運用は、次によること。
 - ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象から除くものとする。
 - イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。ただし、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものも固定式のいす席として取り扱うものとする。
 - ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入場を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。(令別表第1(4)項を除く。)
 - エ 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、一つひとつの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。
 - オ 長いす席が連なってL字、コの字型等になっている場合は、一のいす席として座面正面幅を0.4m又は0.5mで除すこと。ただし、容易に切り離すことができる構造である場合は、上記エによること。★
 - カ 旅館・ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等に限定される部分は、当該部分の収容人員は重複して算定しないこと。

2 令別表第1の項ごとの取り扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まないこと。

イ 立見席を設ける部分が2以上ある場合の「客席の部分ごとに」とは、それぞれの部分ごとに床面積を0.2㎡で除して得た数を合算するものとし、その合計に端数が生じたときは端数を切り捨てること。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(イ) ボウリング場は、レーンに付属する固定式はいす席の数とする。

(ロ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ハ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、麻雀は、1台につき4人とする。

(ニ) カラオケボックスは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。

(ホ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。

(ヘ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、固定式いす席等により遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。

(ヘ) ゲーム機では、機械を使用して遊べる者の数とする。

イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態が取られているものについては、従業者として取り扱わないこと。

ウ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げるものが該当すること。

a キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

b ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

c ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分

d インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等の陳列の用に供する部分

e 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

エ インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等の個室その他これらに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式はいすとみなして算定すること。または、個室の数により算定すること。★

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 外商関係者は、長期的にみて、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱う。

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等は除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室及び商品置き場等は含まない。

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベッド、セミダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッド数を2として算定する。★

イ ユースホステル又は簡易宿泊所は「簡易宿所」として取り扱う。

ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まないとし、畳の部分に限定する。

カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には各室1人として算定する。

キ 共同住宅の収容人員は実際の居住者数によるが、消防同意時等で居住者数による算定ができない場合においては、表8-1によること。★

表 8-1

住戸の間取り	ワンルーム、 1K	1DK、 1LDK	2DK、 2LDK、	3DK、 3LDK	4DK以上
居住者の数	1人	2人	3人	4人	5人

※ 賃貸契約等により、一の住居における居住者数をあらかじめ定められている場合は、当該居住者数とすることができ。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行うこと。

(5) 令別表第 1 (6)項に掲げる防火対象物

- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものとする。
- イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数とする。
- ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定する。
- エ 産婦人科病院の場合にあっては、未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれる。
- オ 予約診療制度を実施している診療所等についても、本項の例により算定する。
- カ 長いすを設けている廊下の部分については、別に待合室を設けず、特に広い廊下としてある場合は、建基令第 119 条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、待合室の例により算定する。★

(6) 令別表第 1 (7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。
- イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とする。
- ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算する。
- エ 講堂等については、最大収容人員とする。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等が同一階に存する場合は、講堂等の最大収容人員又は講堂等以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とする。

(7) 令別表第 1 (9)項に掲げる防火対象物

- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火炊場及びボイラーマンの居室は含まれない。ただし、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものは、その浴室部分をいうものとする。
- イ 「休憩の用に供する部分」とは、浴場、脱衣場及びマッサージ室以外の部分で、主に客が利用する部分をいう。

(8) 令別表第 1 (10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業員を含めるものとする。

(9) 令別表第 1 (11)項に掲げる防火対象物

固定式のいす席を設ける礼拝堂等であっても、当該部分を 3㎡で除して算定すること。

(10) 令別表第 1 (15)項に掲げる防火対象物

- ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー、ミーティングルーム等の床面積により算定すること。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。

- イ 屋外プール、屋外テニスクラブ等の更衣室部分の収容人員は、当該部分を 3㎡で除して算定すること。

(11) 令別表第 1 (16)項及び(16)の 2 項に掲げる防火対象物

複合用途防火対象物の一部に住宅部分がある場合は、住宅の家人を収容人員に算定しないこと。★

表 8-2

防火対象物の区分			収容人員の算定方法（規則第1条の3）
1	イ	劇場等	従業者の数+客席の人員 客席の人員の算定方法 イ 固定式のいす席数（長いす式は、正面幅/0.4m（端数切捨）） ロ 立見席 床面積/0.2㎡ ハ その他の部分 床面積/0.5㎡
	ロ	公会堂等	
2	イ	キャバレー等	遊技場 従業者の数+遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる数+観覧、飲食、休憩用固定式のいす席数（長いす式は、正面幅/0.5m（端数切捨）） その他 従業者の数+客席の人員 客席の人員の算定方法 イ 固定式のいす席数（長いす式は、正面幅/0.5m（端数切捨）） ロ その他の部分 床面積/3㎡
	ロ	遊技場等	
	ハ	性風俗営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
3	イ	料理店等	従業者の数+主として従業者以外の者の使用する部分 従業者以外の者の使用する部分の算定方法 イ 飲食又は休憩の用の部分 床面積/3㎡ ロ その他の部分 床面積/4㎡
	ロ	飲食店等	
4		百貨店等	
5	イ	ホテル等	従業者の数+宿泊室の人員+集会、飲食又は休憩の用の部分 宿泊室の人員の算定方法 イ 洋式の宿泊室 ベッドの数に対応する数（シングルは1台につき1人、セミダブル及びダブルベッドは1台につき原則として2人とすること。）★ ロ 和式の宿泊室 床面積/6㎡、簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊させるものは、床面積/3㎡（端数切り上げ） 集会、飲食又は休憩の用の部分の算定方法 イ 固定式のいす席数（長いす式は、正面幅/0.5m（端数切捨）） ロ その他の部分 床面積/3㎡
	ロ	共同住宅	
6	イ	病院等	従業者の数+病室内の病床数+待合室の床面積の合計/3㎡
	ロ	老人短期入所施設等	従業者の数+要保護者の数
	ハ	老人デイサービスセンター等	
	ニ	幼稚園等	教職員数+幼児、児童又は生徒の数
7		学校等	教職員数+児童、生徒又は学生の数
8		図書館等	従業者の数+閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の合計/3㎡
9	イ	熱気浴場等	従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用の部分の合計/3㎡
	ロ	公衆浴場等	
10		停車場等	従業者の数
11		神社等	従業者の数+礼拝、集会、休憩の用の部分の合計/3㎡

12	イ	工場等	従業者の数
	ロ	映画スタジオ等	
13	イ	駐車場等	従業者の数
	ロ	飛行機等の格納庫	
14		倉庫等	従業者の数
15		事業所等	従業者の数+主として従業者以外の者の使用する部分の床面積/3㎡
16	イ	特定複合建物	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
	ロ	その他の複合建物	
16の2		地下街	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
16の3		準地下街	
17		文化財等	床面積/5㎡
18		アーケード	
19		山林	
20		舟車	

算定事例

(1)項イ (映画館等)

・従業者は20人

・映画館等で30席の固定式のいす席が2か所と20㎡の立見席があるので、
 $20 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2 = 40 \text{ 人}$
 $40 \text{ 人} + 30 \text{ 人} \times 2 \text{ か所} = 100 \text{ 人}$

・ホールは客席ではないので面積による収容人員の算定は行わないが、長いすが設置されているため、固定いす席として収容人員に算入する。
 $2.1 \text{ m} \div 0.4 \text{ m} = 5.25 \quad \therefore 5 \text{ 人}$
 $5 \text{ 人} \times 2 \text{ か所} = 10 \text{ 人}$

・客席の部分の収容人員は
 $100 \text{ 人} + 10 \text{ 人} = \underline{110 \text{ 人}}$

※よって、階の収容人員は、
 $\underline{20 \text{ 人} + 110 \text{ 人} = 130 \text{ 人}}$ と算定される。

(2)項ロ (ボウリング場等)

・従業者は25人

・固定式のいす席が6席と長いす式のいす席が18か所あるので、
 $2.1 \text{ m} \div 0.5 \text{ m} = 4.2 \quad \therefore 4 \text{ 人}$
 $4 \text{ 人} \times 18 \text{ か所} = 72 \text{ 人}$
 $72 \text{ 人} + 6 \text{ 人} = 78 \text{ 人}$

・ゲームコーナーに1人用のゲーム機械が7機と80㎡の観覧の部分があるが、固定式のいす席がないので、収容人員は発生せず。
 ゲーム機械の使用人数 7人

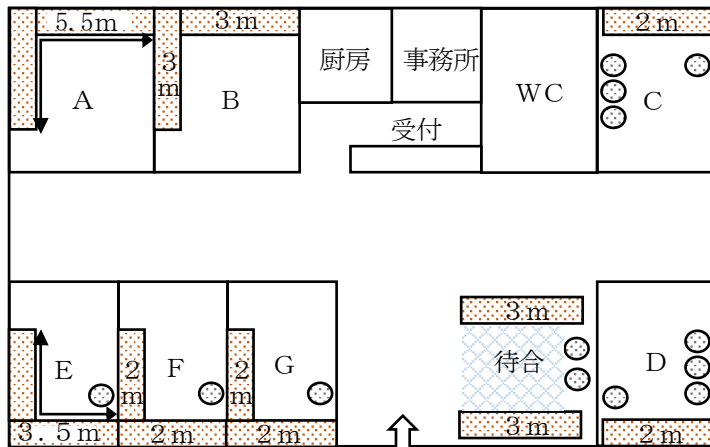
・55㎡の食堂(従属)部分があるので、(3)項の算定を行い、
 $55 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 18.4 \text{ 人} \quad \therefore 18 \text{ 人}$

・客席の部分の収容人員は
 $78 \text{ 人} + 7 \text{ 人} + 18 \text{ 人} = \underline{103 \text{ 人}}$

※よって、収容人員は
 $\underline{25 \text{ 人} + 103 \text{ 人} = 128 \text{ 人}}$ と算定される。

● 固定式のいす席
 ■ 固定式のいす席 (長いす2.1m)
 ⊗ ゲーム機械 (1人用)
 ▨ その他の部分 (固定式のいす席なし。)

(2)項ニ (カラオケボックス等)

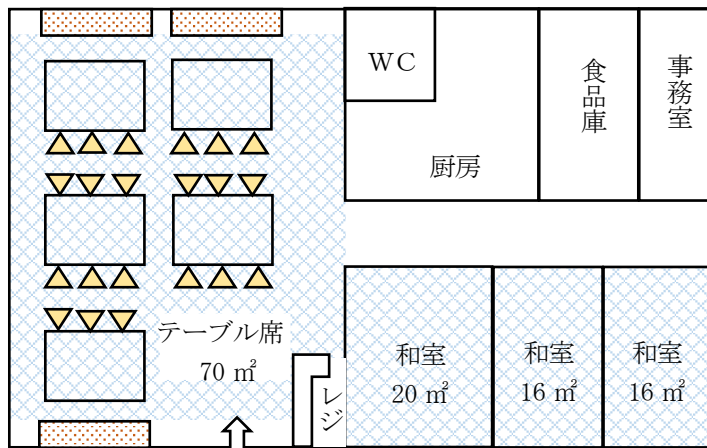


- 固定式のいす席
- 固定式のいす席 (長い)
- その他の部分 4㎡

- ・従業者は6人 ・各室のマイクは2本
- ・A及びBルームは、マイク2本と固定式の長いすが連なった5.5mのいす席が1か所あるので、
 $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11$ 人
 $2人 + 11人 = 13$ 人

- ・C及びDルームは、マイク2本と固定式のいす席4席と長いす式のいす席が1か所あるので、
 $2\text{m} \div 0.5\text{m} = 4$ 人
 $2人 + 4人 + 4人 = 10$ 人
- ・EからGルームは、マイク2本と固定式のいす席1席と固定式の長いすが連なった3.5mのいす席が1か所あるので、
 $3.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 7$ 人
 $2人 + 7人 + 1人 = 10$ 人
- ・待合いは固定式のいす席2席と固定式の長いす式のいす席が2か所とその他の部分があるので、
 $3\text{m} \div 0.5\text{m} = 6$ 人 $4\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 1$ 人
 $6人 \times 2$ か所 + $2人 + 1人 = 15$ 人
- ・客席の部分の収容人員は
 $13人 \times 2$ 室 + $10人 \times 2$ 室 + $10人 \times 3$ 室 + $15人 = 91$ 人
- ※よって、収容人員は
 $6人 + 91人 = 97$ 人と算定される。

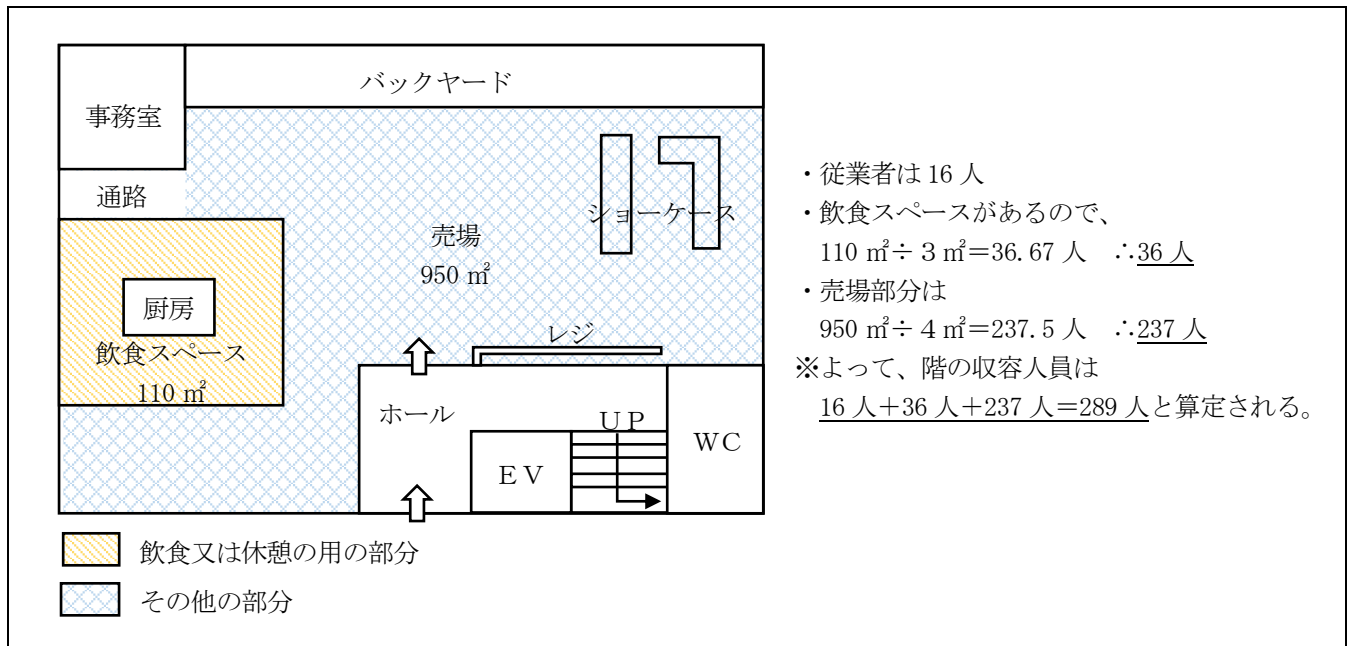
(3)項ロ (飲食店等)



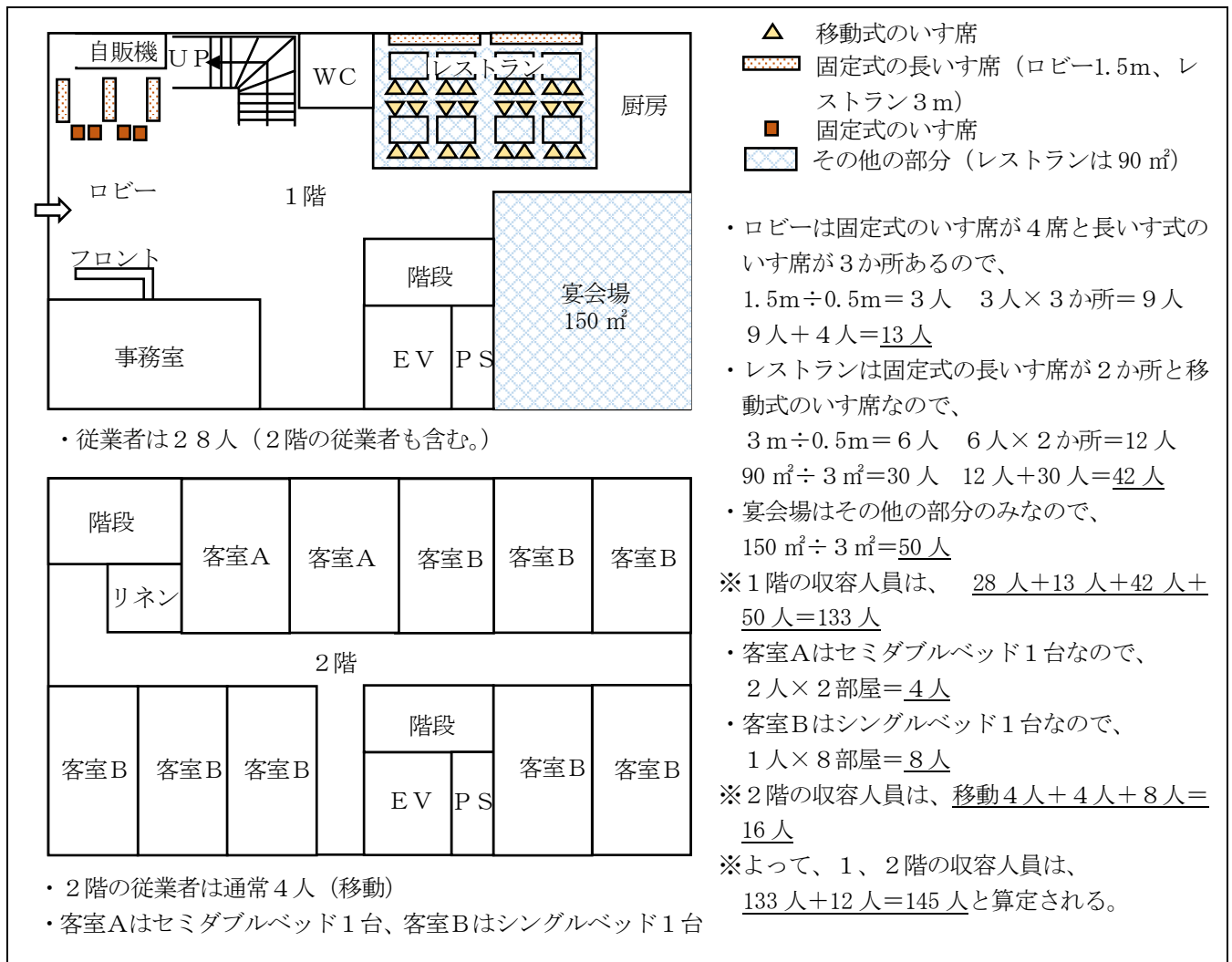
- ▲ 移動式のいす席
- 固定式のいす席 (長いす 1.6m)
- その他の客席部分

- ・従業者は8人
- ・固定式の長いす式のいす席が3か所あるので、
 $1.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.2 \therefore 3$ 人
 $3人 \times 3$ か所 = 9人
- ・テーブル席の移動式のいす席は、
 $70\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 23.34$ 人 \therefore 23人
- ・和室部分の収容人員は
 $20\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 6.67$ 人 $\therefore 6$ 人
 $16\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 5.34$ 人 $\therefore 5$ 人
 $6人 + 5人 \times 2$ か所 = 16人
- ※よって、収容人員は
 $8人 + 9人 + 23人 + 16人 = 56$ 人と算定される。
- ただし、和室部分については、一の大部屋として使用することができる形態の場合は、
 $(20\text{m}^2 + 16\text{m}^2 + 16\text{m}^2) \div 3\text{m}^2 = 17.34$ 人となり、17人として算定すること。

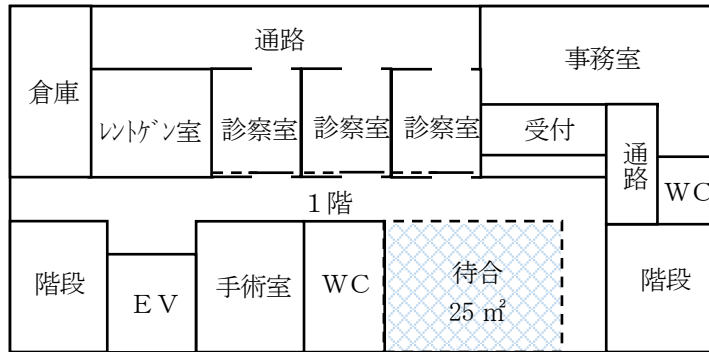
(4)項 (百貨店等)



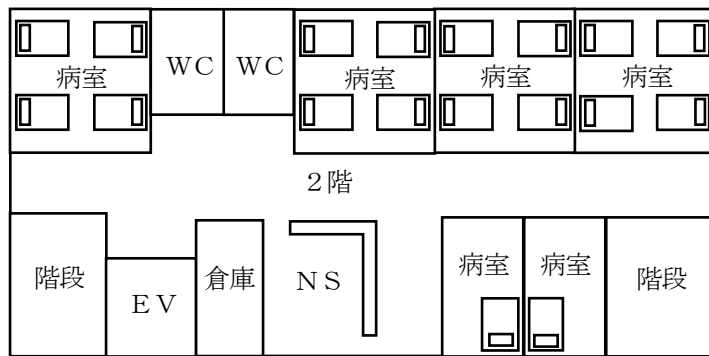
(5)項イ (ホテル等)



(6)項イ (病院等)



・従業者は12人



・従業者は6人 (うち医師2人は1階からの移動)

・待合があるので、
 $25 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 8.34 \text{ 人} \therefore 8 \text{ 人}$

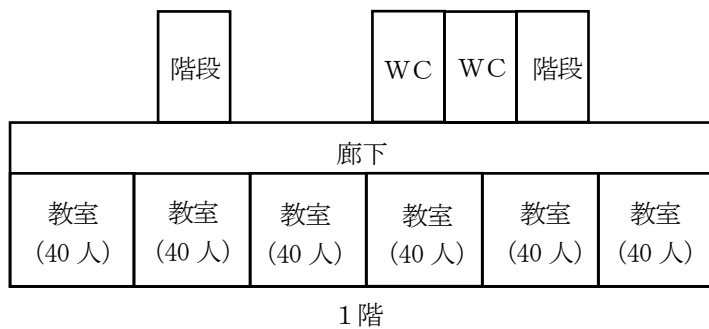
※1階の收容人員は
 $12 \text{ 人} + 8 \text{ 人} = 20 \text{ 人}$

・病室に病床が18床あるので、18人

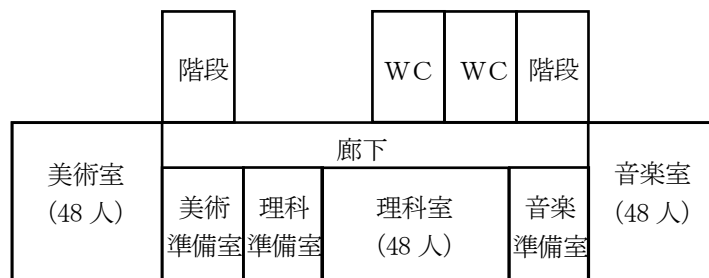
※2階の收容人員は
 $6 \text{ 人} + 18 \text{ 人} = 24 \text{ 人}$

※よって、1、2階の收容人員は、 $20 \text{ 人} + 24 \text{ 人} - 2 \text{ 人}$ (2階の移動人員) = 42人と算定される。

(7)項 (学校等)



1階



2階

・各教室には教師が2人 (担任、副担任)

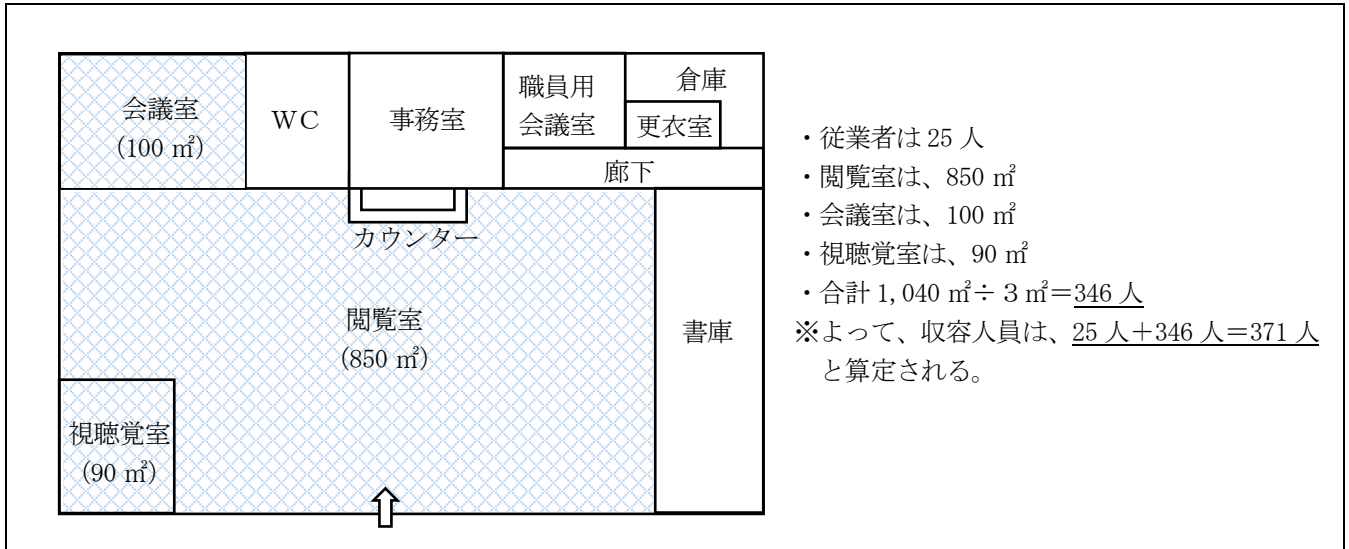
※1階の收容人員は
 $40 \text{ 人} \times 6 \text{ 教室} + 2 \text{ 人} \times 6 \text{ 教室} = 252 \text{ 人}$

※2階の收容人員は
 $48 \text{ 人} \times 3 \text{ 教室} + 2 \text{ 人} \times 3 \text{ 教室} = 150 \text{ 人}$

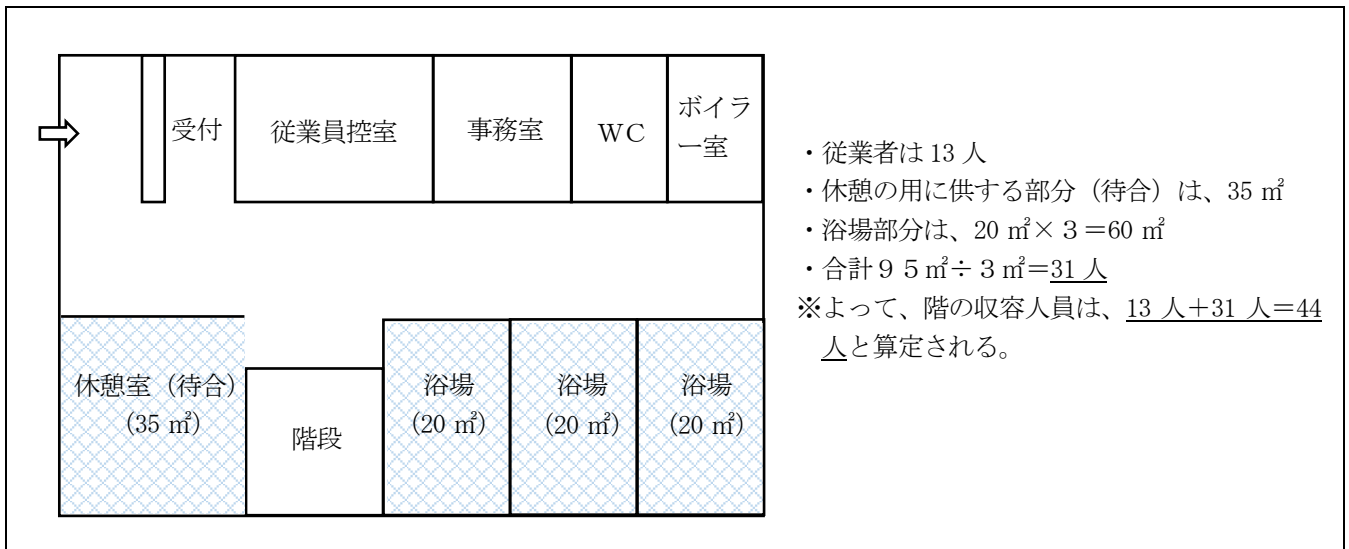
※よって、1、2階の收容人員は、 $252 \text{ 人} + 150 \text{ 人} = 402 \text{ 人}$ と算定される。

ただし、児童等の実際の人数が上記算定人数より少ない場合は、実際の人数を超えない数とすること。

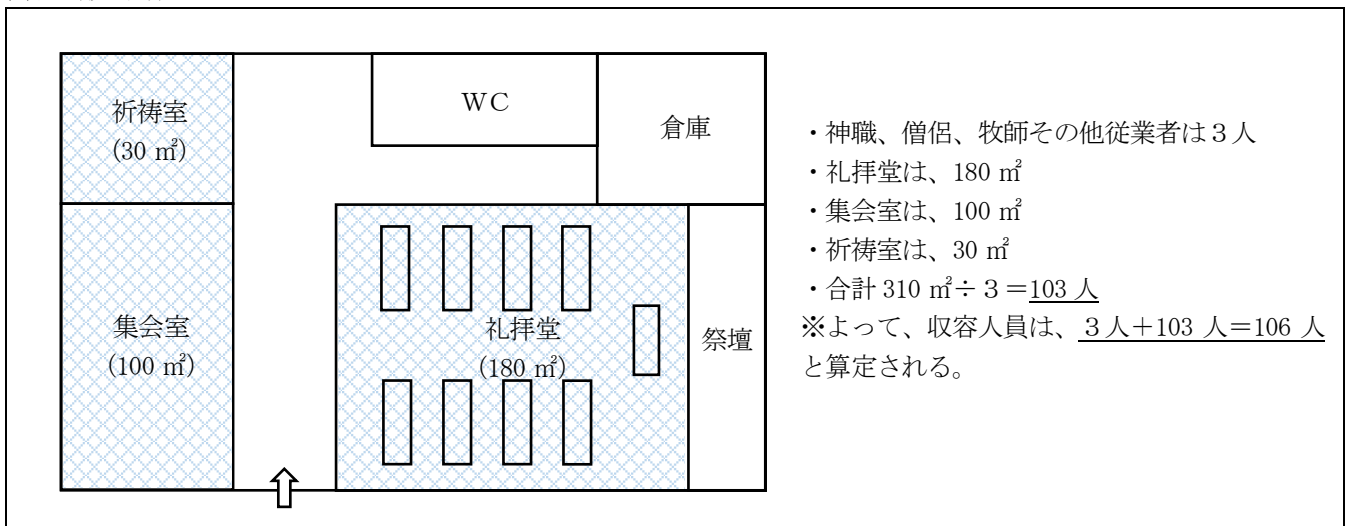
(8)項 (図書館等)



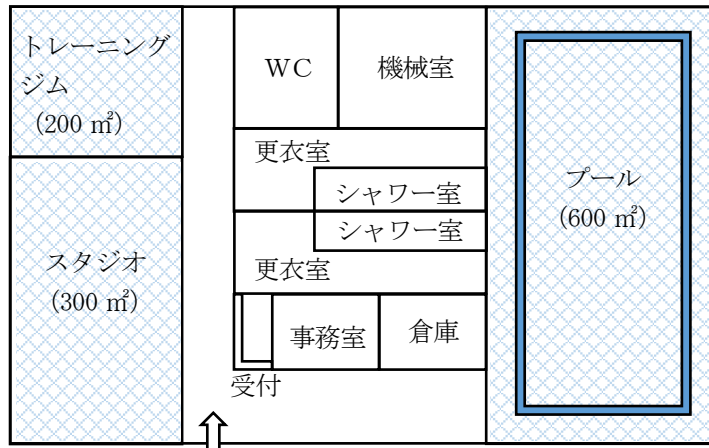
(9)項イ (その他浴場等)



(11)項 (教会等)

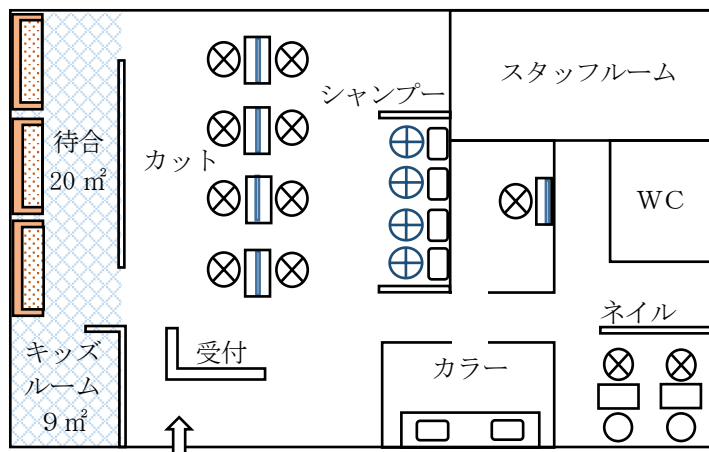


(15)項 (スポーツクラブ等)



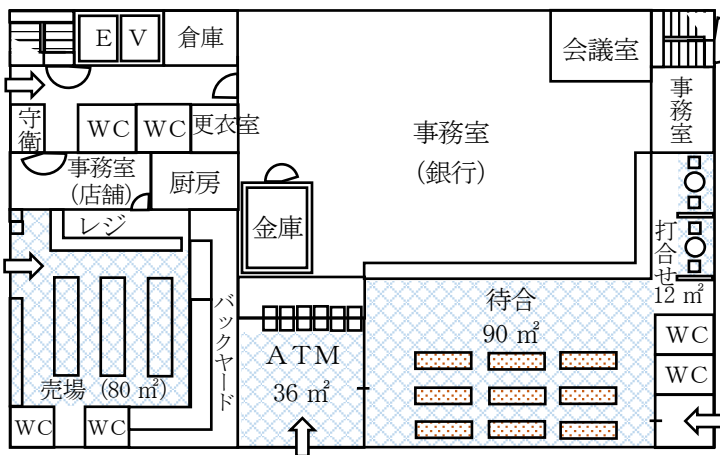
- ・従業者は 20 人
 - ・プールは、 $600 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$
 - ・スタジオは、 $300 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 100 \text{ 人}$
 - ・トレーニングジムは、 $200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 66.67 \text{ 人}$
∴ 66 人
- ※よって、収容人員は、20 人 + 200 人 + 100 人 + 66 人 = 386 人と算定される。

(15)項 (美容院等)



- ・従業者は 10 人
 - ・待合は、 $20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 6.66 \text{ m}^2$ ∴ 6 人
 - ・キッズルームは、 $9 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 3 \text{ 人}$
- ※よって、収容人員は、10 人 + 6 人 + 3 人 = 19 人と算定される。

(15) (みなし従属 (事務所ビルと店舗))



(4)項は防火対象物の延べ面積の 10%未満、かつ、 300 m^2 未満で(15)項とみなされるが、(4)項の算定方法による。

- ・従業者は守衛 1 人、銀行 20 人、店舗 3 人の計 24 人
 - ・銀行の待合は、 $90 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 30 \text{ 人}$
 - ・ATMは、 $36 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 12 \text{ 人}$
 - ・打合せ部分は、 $12 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 4 \text{ 人}$
 - ・売場部分は、 $80 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 = 20 \text{ 人}$
- ※よって、階の収容人員は、24 人 + 30 人 + 12 人 + 4 人 + 20 人 = 90 人と算定される。